

一八世紀前半遠州井伊谷における

由緒の形成について

—井伊家始祖出生伝説をもつ井戸をめぐる—

夏目琢史

はじめに

本稿は遠州井伊谷龍潭寺の門前に現存する井伊家の始祖共保⁽¹⁾出生の伝説をもつ井戸(現存。以下、「由緒の井戸」と呼ぶ)をめぐる正徳元年(一七一—)におきた争論(「井之出入」)に注目し、その経過を追うとともに、その争論の背景にある政治的關係と在地社会における意味を明らかにしようとする。試みるものである。その際、次のような研究史の現状を念頭におく。

近年の近世仏教史研究の特徴は、九〇年代以降流行した地域社会論との接点(近世寺院社会史)を意識し、「宗教と社会」をめぐる研究が活発に行われてきたことにある⁽²⁾。こうした地域社会論との關係による宗教史研究は必然的に教団組織と地域社会との境界点、換言すれば地域社会において宗教がもつとも可視化される「場」である宗教施設そのものに焦点が集まることになり、さらにそれは僧や神職その人へと関心が広まっていった。「宗教社会史」という視点から地域社会における近世宗教の実態の解明をめざした澤博勝氏も、宗教施設(神社・寺院)と宗教者(寺僧・神職)の位相の違いに注目されている⁽³⁾。最近では菅野洋介氏も、「在地寺院の「場」としてのあり方と、修験などの宗教者との關係のあり方に注

目する」視点を提示されている⁽⁴⁾。とくに菅野氏は「共存」をキーワードに在地寺院が近世を通して「民衆宗教」の取り込みを行っていることを強調した上で、「在地社会の寺院・神社」が、個別宗派や本所をこえる形で存立し、様々な諸權威を受容する「場」であった点を明らかにしており、重要である。

本稿では、こうした研究史の流れを意識した上で、寺院がどのような過程で在地社会における「中核的な場」となっていたのか、換言すれば近世において寺院が有した宗教的權威とは何かについて、より具体的な事例から明らかにすることをめざしたい。

本稿で使用する史料は、主に井伊谷龍潭寺所蔵の古文書⁽⁵⁾および正楽寺文書(現在、正泉寺所蔵文書)である。

1 「由緒の井戸」をめぐる争論

(1) 龍潭寺と正楽寺

まず、本稿で対象とする出入の当事者である井伊谷龍潭寺と正楽寺という二つの寺院について、その概略を述べておきたい。龍潭寺は臨濟宗妙心寺派の寺院で、井伊家の菩提寺として有名である⁽⁶⁾。とくに、戦国期に同寺の住職であった南溪和尚は井伊信濃守直平の子(養子)であり、後に徳川四天王と称される井伊直政の成長を支えたことで知られている。龍潭寺は徳川家康から判物を受け、寺領の安堵と諸役不入の特権を得ているが⁽⁷⁾、それも直政の仲介によるものと伝えられる。また、天正一七年(一五八九)四月に行われた徳川氏による検地によれば、寺領は田畠四町六反大七六歩、屋敷

六八八七坪であり、末寺分もあわせ寺領九六石余が安堵された⁽⁸⁾。一方の正楽寺は、古義真言宗高野山宝性院の末寺で、行基の開基と伝えられる。文明三年(一四七一)に来漸和尚を中興開山とし二坊を有したというが、明治初年には廃寺となった。寺領はわずか一・五石余であり、この点、龍潭寺とは大きな差がある。

次に支配関係についても確認しておきたい。江戸時代、引佐地方のほとんどは旗本五近藤氏の支配下におかれた。旗本五近藤氏というのは、井伊谷近藤氏(五四〇〇石余)・気賀近藤氏(三九〇〇石余)・金指近藤氏(二〇〇〇石余)・大谷近藤氏(二〇〇〇石)・花平近藤氏(三三〇石余)という分家した五つの旗本近藤氏を指すもので⁽⁹⁾、こうした支配は近世を通じて大きな変更はなかった。五近藤氏のなかでは、井伊谷近藤氏が本家筋にあたるが、金指・気賀近藤氏の勢力も強く、とくに金指近藤氏の登之助(貞用・語石⁽¹⁰⁾)は、黄檗宗の僧を招き、初山宝林寺という大きな寺院を開基させている。五近藤氏のそれぞれが陣屋をもち、そこを拠点に地方支配が行われた。史料の残存状況から不明な点も多いが、本稿で対象とする正徳期の出入りの当時、井伊谷近藤氏の左門用連⁽¹¹⁾の配下には須田岡右衛門・三谷近右衛門・小沢九郎兵衛という三人の家老がおり、とくに小沢は国家老として在地の支配を監督していた⁽¹²⁾。

次に龍潭寺のある井伊谷村と正楽寺のある神宮寺村について、その概要を述べておきたい(両村とも井伊谷近藤氏の支配下に置かれた)。井伊谷村は、井伊谷川と神宮寺が合流する小盆地に位置し、正保郷帳によれば、田方三七〇石余、畑方二〇〇石余で、ほかに龍潭寺領八三石余、二宮神主屋敷一石余、井大明神領二石余、明円寺領二石余などの寺社領地があり、旧高旧領取調帳では高八九三石余

とある。井伊谷近藤氏の支配の中核となった井伊谷陣屋は、元和六年(一六二〇)に旧井伊谷城三の丸跡地に建設され、享保一〇年頃に大手門・高壁などの外観が整備されたという。

また「由緒の井戸」のある神宮寺村は、井伊谷村の西隣に位置し、正保郷帳では田方二六二石余り、畑方一四三石余、ほかに大日領一五石、正楽寺領一・五石、八幡領一五石、八幡神主屋敷九斗余りなどの寺社領地がある。家数は、寛政五年(一七九三)で一〇五、人数は四六三人であった。神宮寺の八幡宮は、神宮寺村の村社であると同時に、「井伊郷」(ほぼ引佐地方全体を指す)の中核的な神社であった。「由緒の井戸」も本来八幡宮の「御手洗井」であり、龍潭寺が創建された際、社殿は神宮寺村へと遷されたが、井戸はそのまま残されたという。元禄五年(一六九二)六月二十八日には、家老小沢九郎兵衛によって八幡宮の神務役高が定められているが、それによれば、八幡宮御朱印高のうち祢宜惣兵衛は三斗三升三合、祢宜五郎右衛門も三斗三升三合、神子九郎右衛門分三斗三升三合は役免引されている⁽¹³⁾。ここで惣兵衛と五郎右衛門の間に差はみられないが、惣兵衛を「本神主」、五郎右衛門を「脇祢宜」として扱う場合もあり、実際には惣兵衛が八幡宮神事の責任者であった。八幡宮は近世後期になると、神主山本家によって世襲的に管理されていくことになり、これに対して神宮寺村の住人が反発し、大きな争論となつている⁽¹⁴⁾。本稿で扱う「井之出入」は、その争論の八〇年ほど前に起きた事件である。

以上簡単に出入の舞台となった引佐地方の基礎的事項について確認してきたが、これをもとに「由緒の井戸」をめぐる正徳元年の出入りの経緯についてみていきたい。

(2) 出入りの経過

「由緒の井戸」の存在を確認できる最初の史料は、永正四年(一五〇七)の井伊直平による寄進状である⁽¹⁵⁾。ここでは井伊家の当時の当主である直平によって龍潭寺に対し「井領田」として三石が寄進されたことが記されており、戦国期に「由緒の井戸」が龍潭寺の管理下にあったことはほぼ間違いない。しかし、戦国期の混乱もあり、天正・慶長年間の寺領検地の結果、「由緒の井戸」の所属は曖昧となったという。やがて正保年間になると、神宮寺村正楽寺がこの由緒の井戸の周りに「井宮」を建立し、毎年の神事祭礼を担当するようになっていた⁽¹⁶⁾。正楽寺文書のなかには、明暦二年(一六五六)に井伊家に対して「井伊殿様御先祖御出生之御井之本」が百姓の「切添」のために穢れてしまう危機にある点に触れ、修復費の援助を依頼した史料が残されており⁽¹⁷⁾、正楽寺による由緒の井戸の管理はなにかば常態化していたとみられる。また、正楽寺と龍潭寺は、本稿で対象とする正徳元年よりも前の貞享五年(一六八八)にも出入りを起こしており、このときは領主である近藤氏によって吟味され、結果、正楽寺が勝訴した(この出入りの詳細は不明である)⁽¹⁸⁾。このとき「由緒の井戸」の普請についても、龍潭寺ではなく正楽寺が担当することが決められたが、当時龍潭寺の住職であった徹叟和尚は「彦根井伊家から直接龍潭寺へと普請依頼がある」ので今回に限り龍潭寺が普請を担当したい」と主張。そして「普請出来仕候以後、此井二拙僧構無御座候間、左様二御心得可被下候」とする書状(「先住書状」)を領主の旗本近藤彦九郎に宛てて出したうえで⁽¹⁹⁾、普請を行ったとみられる。こうした状況をみると、少

なくとも在地社会のレヴェルの認識では「由緒の井戸」の普請も正楽寺が担当することに決まっております、龍潭寺は「由緒の井戸」の管理をこのときに手放さざるをえなくなっていた。

しかし、宝永四年(一七〇七)に遠州地方を襲った大地震(宝永地震)によって事態はあらたな局面をむかえた。この地震により「由緒の井戸」にも破損が生じたため、正楽寺は再び修理費の援助を彦根藩の家老中に宛て提出している。次の史料である。

〔史料1〕

奉願口上之趣

殿様御先祖井伊共保公、法名 寂明大居士御出生之井者、従往古拙寺別当ニ而支配仕来候、御宮之祭礼勤行等無懈怠相勤申候、然処去亥之年大地震ニ而瑞籬及破損、其砌御届可申上儀ニ候得共、傳も無之、殊ニ遠国之儀候故、遅延ニ罷成候為御届罷越候、御先祖御遺跡之地御座候間、何とそ井井御宮共御造替被仰付被下候様奉願候、以上、

寶永七年

遠州井伊谷井之別当

寅 三月十八日

正楽寺

彦根

實賢(印)

御家老中

これにたいして当時龍潭寺住職を継いでいた祖山和尚は、由緒の井戸の管理権は本来龍潭寺にあるのだと主張。ついに寺社奉行所へ訴えることになった。かくして「由緒の井戸」をめぐる大きな争論が発生したのである(この詳細な経緯については後述)。

表1 正徳争論における意見の対立

| | 主張 | 評定の過程 (口上書に対する反応) | | 結果 |
|-------------|--|--|--|---|
| | | 寺社奉行の質問 | それぞれの応答 | |
| 龍潭寺 (訴人) | (1) 龍潭寺の住持は代々、毎年の元朝に「生粥」を始祖共保の牌前へ献じ、三が日勤行、末山郷中の人々を呼び聚め齊仕、共保の菩提を吊祭してきた(龍潭寺現住八代以前の南溪和尚は直平の実子である)。(2) 井伊直盛、御手洗井を中央にして、東西南北の境を立て、龍潭寺へ寄進した(龍潭寺境内は往古八幡宮旧地である)。龍潭寺領の違乱は井伊家への由緒が薄くなってしまふことになる。 | 【質問1】証拠ハ 【質問1】龍潭寺門前の井戸(元々八幡宮の御手洗の井戸であるが)について代々支配してきた証拠はあるか。 【質問2】先年の出入では、地頭近藤氏へ提出した龍潭寺先住の書状に井戸の支配を放棄する文面がある。今回あらためて出入に及ぶのは「不審」であるが、理由は? 【質問3】石碑にも「八幡宮御手洗之井」とあり、正楽寺支配の様にみえる。龍潭寺が支配している明証を申し上げよ。【指示】証人として八幡宮神主惣兵衛を呼ぶこと。 | 【応答1】井伊家の19代前共保が龍潭寺門前井の内から出生し、龍潭寺塔頭自浄寺で産湯をつかった(井伊家系図に有)。(中略)井戸については直盛寄進状の系図、南北の中央にあるので龍潭寺支配の井戸に紛れなし。 【応答2】先住が出した書状については、先住がどうゆう存念で出したか、無念である。先住の無調法であり、拙僧はもうしひらきできない。井戸は、直盛寄進の中央にあり、龍潭寺の支配に紛れなし。天正年中より井の近辺は近藤氏の知行所になったが、井と鳥居本・井領田の三ヶ所は直盛寄進の地であり、拙寺の支配だ。たしかに先住無調法書付を近藤氏へ提出したが、御判物や御代々の御朱印の裏に相違ないようお願いします。【応答3】不審は尤もである。八幡宮の御手洗の井に違いないが、八幡宮が只今の場所へ引移されたとき、井は自浄院であって井伊家先祖産湯掛の因縁もあるので、そのまま直盛から龍潭寺へ寄進された。石碑の裏書にも「龍潭寺主修理此地」とある。その上、八幡宮には神主がいる。正楽寺は別当でも社僧でもない。 | 先年、井戸について地頭近藤彦九郎の吟味があった際に、龍潭寺先住が井戸について関与しない旨の書状を提出したことは事実だが、当地にのこる石碑には「使龍潭寺主修理此地」と書かれている以上、証拠にはならない。その上、棟札には正楽寺は「遷宮導師」と書かれており、「社僧」や「別当」ではない。その上、正楽寺の社領は八幡宮の社領内に存在していない。地頭の命により神主地から正楽寺へと引き渡されたので支配していたが、このことをもって八幡社領とは言いつれない。また神主惣兵衛によれば、正楽寺は神主に頼まれて遷宮してただけである。また龍潭寺には代々の朱印状や南北東西の中央に井戸がある旨の直盛寄進状がのこっている。以上より、井戸は龍潭寺支配が妥当である。 |
| 彦根 | 【大久保新右衛門】早くから出入において龍潭寺を擁護。【鈴木権兵衛】絵図・御判物・寄進状・井伊家書付を持参するよう要求。 | | | |
| 与板 井伊家 | 【小野七郎左衛門】口上書について相談。【松下源六郎】口上書について相談。出入について書付を作成するよう指示。 | | | |
| 妙心寺 系寺院 | 【松源寺】寺社奉行から朱印吟味の沙汰なしに公事に申し立てたことを責められ、そのことについて相談。【海禅寺】同上。【龍興寺】間部越前守家老植田半蔵を通じ本多弾正・森川出羽守役人との仲介を依頼。 | | | |
| 正楽寺 (相手) | 今、井戸の四方は近藤氏の支配であるが、この井だけが龍潭寺御朱印とは思われない。その上、井戸のきわにある洗米田は正楽寺が支配している。また、そもそも八幡宮の御手洗であるので、拙僧が八幡宮の社僧であるから、右の御手洗も支配するのは正楽寺の役である。 | 【質問1】正楽寺井伊家出生之井八年代久敷事候旨、往古も支配申候。証拠有之哉と尋有之候。【質問2】口ニ而申事ハ証拠ニ成り不申候。何ニ而も書申候証拠ハと。【指摘】証拠ニ成り不申候間、証拠ハないなどせめつけ御尋候【指示】棟札を証拠として持参すること。 | 【応答1】往古おしめ張り勤行掃地地相勤申候と申候。【応答2】領主井領御供願付ケ被申候而、則八幡宮之祭礼等相勤申候。八幡宮御手洗ニ候得者、往古引文出仕候と申、【龍潭寺の意見に対する批判】只今井之四方ハ龍潭寺御朱印ニ而無之。地頭地之旨、其外、色々之事申候、 | |
| 旗本 近藤家 | 家老衆(須田・小沢・三谷): 龍潭寺の先住徹叟が、井戸の権利を放棄する書状を残しているため、祖山の主張は通らない。須田・小沢: 龍潭寺の口上書には納得できない。/小沢九郎兵衛: 正楽寺の住職が井伊家の役人と会えるように手引きするよう祖山に依頼[祖山は拒否]。/平田長右衛門: 物語る[内容は不明]。 | | | |

注1) 龍潭寺・正楽寺以外の各々の主張については、井之出入がはじまって以降の反応を中心にまとめた。

注2) 「主張」「評定の過程」欄については「宝永年中記録」をに基づく。「結果」欄については「井伊家伝記」に載せられた10月6日付で正楽寺が寺社奉行に宛て提出した写書等を参考に作成した。

注3) 「評定の過程」欄については、龍潭寺の主張は、9月2日の寺社奉行本多弾正の取調の際の応答を、正楽寺の主張については、8月27日に森川出羽守のところで評定の際の正楽寺の発言をもとに作成した。

まず、双方の主張について整理しておきたい（表1）。龍潭寺祖山が寺社奉行所に提出した口上書は次のようなものであった。

〔史料2〕 口上書覚

訴訟寺 禪宗京妙心寺末 遠州引佐郡井伊谷郷

龍潭寺

相手 真言宗高野下 同国同郡神宮寺村大日別当

正楽寺

一、龍潭寺門前二井伊家元祖共保出生八幡宮御手洗之井御座候、先年井伊家御手洗之由緒有之故龍潭寺江普請被申付石碑之文言二、使龍潭寺主修理此地と井伊家造立二而御座候、右普請之節大日別当正楽寺御手洗二由緒無之候得共、色々と取立候而同所二而彼是と障り申候ヲ地頭家取上之上取持之方有之、兎角、地頭家江当分之品ニ候得者、此井普請成就以後構無之由、書通成共仕候ハバ相談調可申段被申候故、先住当分之方復且取紛之手前江と存書通仕候、勿論正楽寺江之書通二而ハ無之候、先住書通申候段ハ取持候方又何方茂、井伊家江一切沙汰不被致候故、井伊家ニハ兼而不被存候、委細ハ御尋之旨可申上候、

一、先年普請以後、井伊家御手洗破損并掃除等之事後々迄龍潭寺江頼被申候而書状被差越候故、近年右石碑園等破損ニ及候得者、井伊家方前々之通、龍潭寺江頼、修理被致度被存候所ニ、右正楽寺御手洗二由緒無之所ニ御手洗修理被申付候様ニと願出候、右之訳ニ而正楽寺障ニ罷成、内所ニ而難埒明普請段々延引、龍潭寺と御手洗井伊家共ニ重々之由緒有之二付、打捨置難整、迷惑仕候故無抛申上候条、正楽寺被召出井伊家由緒御吟味之上、

右之場所江向後正楽寺相障り井伊家江普請修理頼不申候様ニ被仰付被下候ハバ難有可奉存候、

一、右御手洗之場所龍潭寺支配ニ紛無之段、井伊家江之由緒重キ儀者御尋之上委細可申上候、以上、

正徳元年辛卯八月三日 遠州引佐郡井伊谷龍潭寺 印

寺社御奉行所

〔2〕

ここで祖山が「以後正楽寺が井伊家井戸普請願を出さないよう」に要求していることは明らかだが、井戸に由緒をもつのは龍潭寺であり、正楽寺は由緒が存在しないのだということを一貫して主張している点が重要である。龍潭寺の主張の具体的な根拠は、代々龍潭寺住職が正月元朝に始祖井伊共保の位牌前で「生粥」行事を行い、郷中の者呼び集め共保の菩提を供養してきたこと、それから井伊直盛寄進状には龍潭寺領の中央に「御手洗井」（由緒の井戸）が記載されていること（22）の二点である。とくに井伊家との縁故を強調し、歴代將軍の朱印状を保持している点を正当性の論拠としているところに特徴が指摘できよう。

一方の正楽寺は次のように主張する。すなわち、現在「由緒の井戸」の四方は近藤氏の知行地となっており、この井戸だけが龍潭寺の朱印地であるというのは不自然であり、井戸の「きわ」にある洗米田も正楽寺が所持している。そして、そもそも「由緒の井戸」は八幡宮の御手洗井であり、正楽寺が八幡宮の「社僧」であるのだから、当然この井戸を支配するのも正楽寺の務めであるとする。

こうした二者の主張に対して、鍵となるのが先述した貞享年間の出入りにおける先住徹叟和尚の近藤彦九郎宛書状（「先住書状」）の

存在である。正楽寺としてはこの書状を最大の根拠に龍潭寺の主張を退けようとしていた。

訴えをうけた寺社奉行は、双方に対して質問を行っている。先掲の表1に挙げたが、龍潭寺に対する質問としては、やはり「先住書状」の存在が厳しく問われており、祖山和尚もこれに対しては申し開きもできない旨を述べている。祖山は、直盛寄進状を根拠に、天正検地以後も御手洗井・鳥居本・井領田の三箇所は旗本知行所となつた後も要所として龍潭寺の支配であつたことを指摘するに止まつている。一方、正楽寺実賢和尚は、実質的に祭礼などを通し、井戸の管理を行っている旨を主張するが、奉行所からは「証拠」となる文書（「書申候證拠」）の不在を厳しく追及されており、こちらもまともな対応ができていない。

こうした応答を経て、寺社奉行所は、龍潭寺に対して証人として神宮寺村八幡宮の神主を召喚するように、正楽寺に対しては棟札を持参するようにとの指示を出した。

呼び出された神主惣兵衛は、次のような主張をしている。すなわち、正楽寺は別当でも社僧でもなく、神主から依頼されて遷宮を担当しただけである。もつとも出家を招いて遷宮を行うことは通例であり社僧であるとはいえない。たしかに社中に庵をたて出家一人を置いてはいるが、これは神宮寺村から差し出されたものであつて八幡宮の社僧や別当というわけではない⁽²³⁾。

惣兵衛のこうした理解は、先に少し触れた貞享年間の出入の際にも出されていたものであつた。すなわち、近藤氏は神宮寺村の組頭や八幡宮神主に対して正楽寺の由緒の有無について文書を提出させているが、そのとき提出された二通の文書が次である。

〔史料3〕 差上申手形之事

一、八幡ミたらし井之宮之儀、酉年御検地之時ハ宮無御座候、其以後宮立申候、

一、酉年志やりやう御付被成候ニ付、戌正月十日ニはしめてまつり仕候、戌亥子三年私・五郎右衛門兩人ニ而まつり仕候、右之社領正楽寺江相渡候様ニと助右衛門殿被仰付候ニ付、子年右正楽寺江相渡申候事、

一、今度殿様方被仰付候正楽寺江之手形之儀ハ、私手形致候得者、八幡之被遊候同意ニ御座候間、被仰付候とも手形仕候儀ハ罷成間敷候、為後日仍而如件、

貞享三寅正月晦日

神宮寺村八幡神主 惣兵衛

小沢九郎兵衛殿

笠原弥次右衛門殿

〔24〕

〔史料4〕 指上申手形之事

一八幡ミたらし井之宮之儀、先年酉御検地以前方小宮御座候而、

正楽寺志はい被致候事、

一今度殿様方被仰付候正楽寺江之手形之儀被仰付次第何様ニも手形仕相渡し可申事、

一井之宮きわに御座候せんまい田、酉之御検地ニものそきニ罷成、正楽寺志はい被致候、為後日仍如件、

貞享三寅正月晦日

神宮寺村 八幡神主

五郎右衛門

小沢九郎兵衛

組頭 市太夫

笠原弥次右衛門

同 五郎兵衛

同 源左衛門

同 五郎左衛門

同 佐太夫 (25)

ここで、本神主である惣兵衛と、宜五郎右衛門・組頭らの間には明らかに認識の相違がみられる。すなわち「史料3」では、正保二年の検地以前に宮がなかったことが指摘されているのに対して、「史料4」では小宮はすでにあつたとされている。龍潭寺はこの両証文の写を所有し、自身の正当性の根拠の一つとして掲げていた。そのため、証人として神主惣兵衛を招くことになったとみられる。

(3) 出入りの結果

この出入りの結果は、正徳元年一〇月六日に寺社奉行所へと提出された龍潭寺と正楽寺の双方による文書からうかがうことができる。要点は次のようなものである。

① 龍潭寺は、井戸の所有の証拠となる井伊直盛よりの寄進状と、歴代將軍による朱印状を保持している。

② たしかに、徹叟和尚から地頭近藤彦九郎に宛てられた書状のなかには、以後、龍潭寺は「由緒の井戸」に関与しないことが約束されている。しかし、現地の石碑に「使龍潭寺主修理此地」と刻まれている通り、実際に普請を担当したのは龍潭寺である。

③ 正楽寺は「社僧」「別当」であると自称しているが、現地の棟札には「遷宮導師」とあり誤りである。

④ 八幡宮神主惣兵衛の証言によれば、正楽寺は神主が依頼して

遷宮を担当してもらっただけであり、社中に庵があるがこれは村の管理に置かれているものであつて、正楽寺が八幡宮の社僧であるとはいえない」という。よつて、社僧や別当とは認められない。

上記の理由から、「由緒の井戸」の管理は龍潭寺が担当することが妥当とされた。ここで注意しなくてはならないのは、①や②だけではなく、③・④など在地社会における正楽寺の位置についても「一応」検証されたことであろう。この出入に際して神宮寺村の人数がどのように関わりをしたかは不明であるが、正楽寺が祭礼を担当し「神事勤行」をしてきた事実は裁許のなかでは顧みられていない（少なくとも神宮寺村の組頭などは召喚されていない）。こうした点を踏まえると、文面上は②・④で合理的に説明されているが、やはり①に関連する井伊家との縁故の問題が優先された判決だといわざるをえないだろう。この判決を受け、正楽寺は寺社奉行所に対し、自身の落度を認めたくえて「右之井二以来差構申間敷」とする旨の文書を提出⁽²⁶⁾。一件落着となつている。

以上、この争論は龍潭寺の全面的な勝訴に終わったが、その後には更に複雑な政治的關係が潜んでいたように思われる。次節で少し掘り下げて検討してみたい。

2 出入りの背景にあるもの — 政治的關係 —

前節では、正徳期におきた「由緒の井戸」をめぐる管理権の争いの経過について概略的にみてきたが、この争論は、在地で決定された問題が寺社奉行所の判決によって覆された事案であるという重要性に加え、その背後にもっと本質的な問題が隠されていたように思われてならない。本節では、当時の龍潭寺住職である祖山和尚が残した日記「宝永年中記録」（以下、括弧中の月日はこの日記の条項に基づく）をもとに、この出入りの背景に潜む政治的な問題について、より深く考えていくことにしたい（なお、当時の彦根・与板藩と井伊谷近藤氏の家中の役職については次頁の略図を参照のこと）。

（1）争論の原因

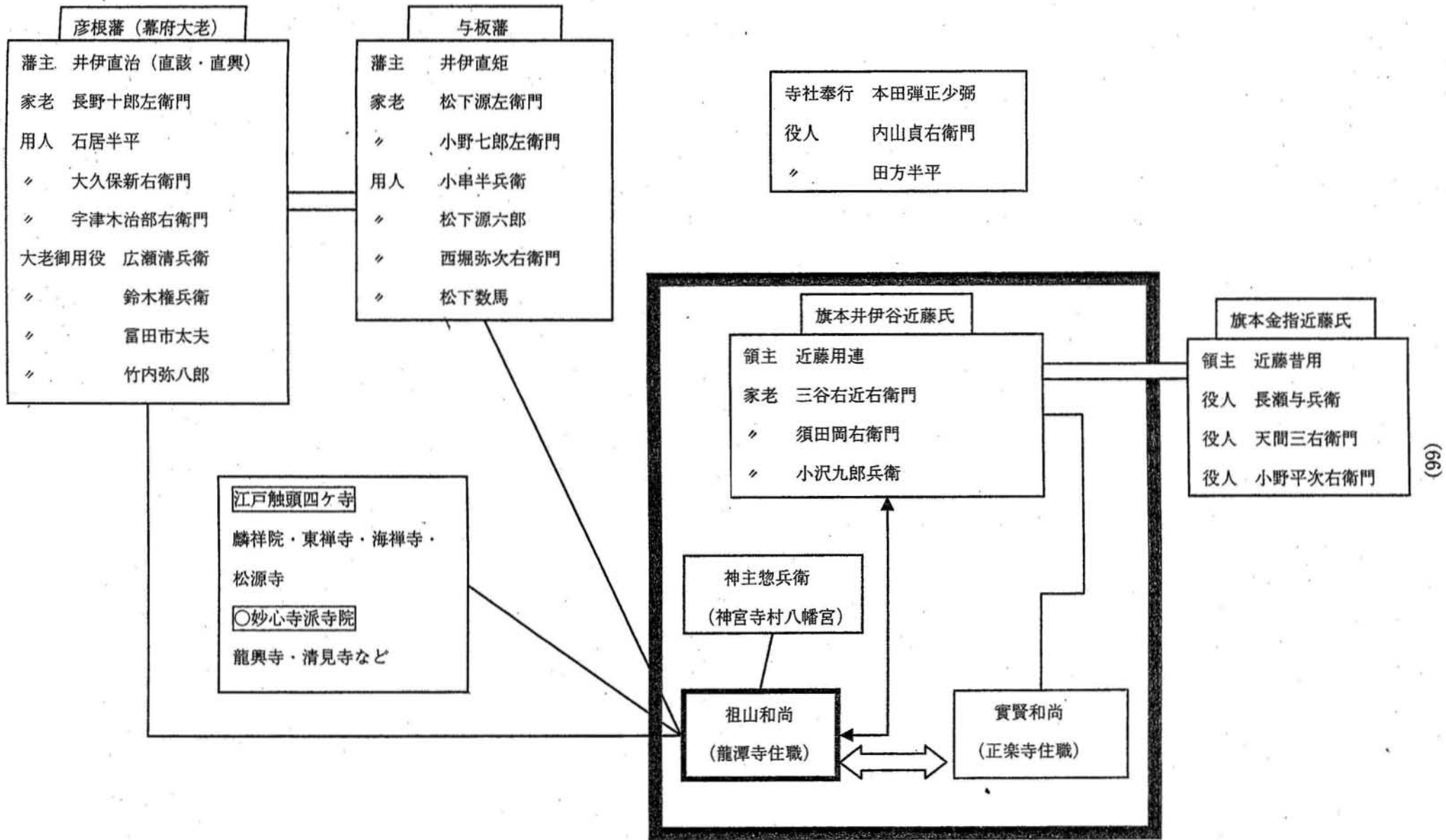
争論が正徳元年に発生した大きな理由の一つに、彦根・与板両井伊家の藩士たちの存在がある。井伊家は、宗家である彦根藩掃部頭家と、分家である与板藩（元・掛川藩）兵部少輔家があり、与板藩は彦根藩の支藩にあたるが、当時与板藩主であった井伊直矩は、彦根藩主井伊直興（別名直治・直該という）の四男であった。祖山は、江戸在府中にこの両井伊家の屋敷へほぼ毎日出かけ、藩士たちと話し合いを繰り返している。こうした祖山の「つながり」に注目しつつ、以下で出入りが発生するまでの経緯を詳細に考察していきたい。

まず、祖山は、彦根藩の用人大久保新右衛門から「（由緒の井戸は）正楽寺支配二相極候哉、又別当二候哉、又八幡宮別当二候哉、又拙寺由緒之事二候何とそ正楽寺支配申候哉」と立て続けに質問を受

け、また同じく用役の鈴木権兵衛からも、正楽寺から「先住書状」について聞いたが、「右書状之わけ語石老・彦九郎殿不入共申候所二何共入組合点不参、何レとも龍潭寺之由緒蔵レ無之事、正楽寺事ハ家二而誰も不存と被申候」と指摘されている（五月二十八日）。これは、正楽寺が彦根井伊家に対して、井戸普請の願書を提出したことにへの反応とみられるが、こうした彦根藩士の動きから「由緒の井戸」が近藤氏の吟味によって正楽寺支配が妥当とされたこと（貞享年間の出入り）について彦根藩士たちが知らなかったことがうかがえる。当然、正楽寺が井戸の近くに立てたという宮についても、このときはじめて問題になった。よって、年寄格のものが集まって相談し、その結果、「此方之家（井戸彦根井伊家）ニ不存候間とらせ可申」という結論となった。この報告を受けた祖山は「当惑」し、「是ハ正楽寺ハ地頭家荷擔故、普請後ニ無理ニ立申候小宮二候へ者今度出入可申候心入二而、兼而たくミ申候事二候へハ拙僧力にてハ中々取申間敷候」と一応述べたという（五月二十九日）。

ここから分かるように、龍潭寺が井戸普請を担当することが当然だという認識が、彦根藩士のなかにあった。祖山としても、井戸普請を担当しないことが自身の落ち度となる可能性は十分にあり、そのために入りに向かって動いた側面は否定できない。

さて、彦根藩士に対して右のように述べた後、祖山はその日のうちに与板藩屋敷へと出向き、彦根藩の用人たちに言われたことを伝えているが、それに対して与板藩士の小野七郎左衛門は「夫ハ用人衆申事二而無之候、直治様御内意と可存候、無調法ニ挨拶不宜と申候」と答えている。その際も祖山は、同座していた家老源太郎・弥次右衛門に対して「此之宮取申候事中々容易ニ申出かたく候、正楽



(「宝永年中記録」をもとに作成。二重線は縁戚関係を示す。)

寺地頭方と耆門ニ罷成申候而、兼而此井ヲ手ニ入可申たくミに宮立申候上ハ、拙寺申分ニ而ハ中々取申間敷候へ者、右之宮取申事拙寺ハ難致」と述べている。これに対して、家老衆は「其レハ不宜候、宮取申事成り不申者、先龍潭寺へ普請被仰付可被下候、其上ニ而左門殿へ文を遣可被下候様ニ相頼可申旨被申候」と述べたという（五月二九日）。

翌日、祖山はこのことを彦根藩士たちに告げると、「其レハ何程ニ申候而も成かたく候、只今御役柄に候故、左様之押付候事難致候、拙寺由緒之事ニ候間、何様共出入ニ成共仕、埒明可然」との返答を受けた。これに対して祖山も「拙寺之分として中々埒明申かたく候、井之本亡所ニ罷成申候間、御家方被思食立可然」と援助を願い出るが、藩士たちは「尤先祖之地大切之段、其元方も此方ハ重ク候、併入組候事軽キ正楽寺□（川虫損）此方相手に仕事、家ニ而不致候事ニ、是も今度拙寺埒明不申候而ハ末代亡所ニ候間、是非ニ情出し可申候而、色々と用人引入申候様ニ」と述べたという。

祖山はまた即日に与板藩屋敷を訪れて相談しているが、家老衆二人は「右之旨ハ直治様之被仰と思可申候、逢レ申候事成かたく候間、出入ニ成共致候而埒明可申」とするが、祖山は「色々と辞退申候、中々出入ニハ仕間敷と申候」と答えた。この際、小野七郎左衛門も「夫ハ龍潭寺為ニ不宜候、其元ハ一代、寺ハ末代之事、龍潭寺為ニ候間是非ニ」と述べたという。

このように少なくとも五月末日の段階では、彦根藩士や与板藩士の方が祖山よりもこの件について積極的であったことが覗えるが、当時井伊直治は大老職にあり、彦根藩士が表立って出入りに関与することは避けなければならなかったとみられる。実際、彦根藩の用

人衆たちは出入りを勧めてはいるが、六月上旬にはすでに実際出入となつたら「拙寺勝手次第可仕」よう繰り返している⁽²⁷⁾。

以上のように、当時の彦根家中のなかでは正楽寺の知名度はかなり低く⁽²⁸⁾、そのため両井伊家の藩士たちの多くは龍潭寺を後押ししていた。こうした正楽寺と龍潭寺の（在地以外のレヴェルでの）知名度の差が出入りに与えた影響は否定できないが、彦根藩士たちは祖山和尚との私的な関係によって龍潭寺を支持しているわけでは必ずしもない点に注意をばらう必要がある。すなわち、彦根藩の用人の一人（※人物特定できず）が「先祖之地大切之段、其元方も此方ハ重ク候」と述べている点や、与板藩の小野七郎左衛門が「龍潭寺為ニ候」と言っていることから明らかなように、彼らは「先祖之地」である龍潭寺そのものために支援していた。祖山は最初訴訟を起こすことに積極的ではなかったが、近藤左門に対して、くりかえし「今度掃部頭普請障り不申候様ニ頼申」した結果、納得が得られなかったため、次第に訴訟を起こすことを決意していく⁽²⁹⁾。そのため、龍潭寺と近藤家の関係はかなり拗れ（拙寺事ヲ左門殿散々ニ被申候と新右衛門申候事、拙僧申候ハ、此比左門殿へ参、家老共散々不宜事被申候間、定而右之趣被申候事、内々ニ而ハ中々埒明不申候間、安藤右京之進殿へ罷出可申候」（七月四日）、ついに龍潭寺が神社奉行所へ訴え出ることになったが（この詳しい経緯については表2にまとめた）、井伊家と近藤家の間に挟まれた祖山が、こうした動きに出たことはむしろ必然であつたといえよう。

表2 「宝永年中記録」にみる正徳元年中の祖山の行動(抜萃)

| 月日 | | 出来事 |
|-------|-----|--|
| 4月26日 | | 祖山、江戸へ出立。5月2日に江戸へ到着する。 |
| 5月2日 | | 祖山、御朱印提出の目録を作成。 |
| 5月3日 | 朱印改 | 麟祥院にて添翰を申請。海禅寺にも届ける。安藤右京之進・松平備前守の所へ参る。備前守の役人野村弥太夫に目録と添翰を提出。「権現様之御書出」を「判物」とするよう指示を受ける。 |
| 5月11日 | | 寺社奉行所に朱印持参。「掃部頭様御威光」により帳頭となる。「藤原家康」という文言について伺いが立てられる。兵部殿と書院にて面会。判物について松源寺・小野七郎左衛門と調査を開始する。 |
| 5月28日 | | 掃部頭書院次之間にて馳走。鈴木権兵衛・大久保新右衛門と対談。正楽寺のこと(井戸の支配など)について逐一尋ねられる。 |
| 5月29日 | | 掃部頭屋敷へ参上。権兵衛より、井宮を撤去すべきであると説明を受ける。兵部家老衆からも同様のことを言われ、もし井宮の撤去ができない場合は、まず龍潭寺へ普請を依頼し、その後に近藤氏に連絡すべきであると言われる。 |
| 5月30日 | | 掃部頭屋敷へ行き、用人衆から、今回の井戸の問題は、出入に発展させても解決すべきだと指摘される。与板藩の家老衆からも、同様のことをいわれるが、祖山は「中々ニ出入ニハ仕間敷」と答える。 |
| 6月2日 | | 鈴木権兵衛らの指示で「八幡宮御手洗龍潭寺由緒之事」という書付を作成する。 |
| 6月17日 | | 近藤登之助屋敷を訪ね、問題になっている先年の井戸の普請についての書状の事情を聞く。 |
| 6月20日 | 訴訟前 | 掃部頭屋敷で広瀬清兵衛・新右衛門・市太夫に会い、近藤左門の所へ行き、正楽寺が井戸を支配している証拠があるのかどうか尋ねることを伝える。新右衛門より、17日に近藤左門が正楽寺の事について話にやってきたことを聞かされる。同日、兵部屋敷に行き、掃部頭屋敷での話を逐一伝える。 |
| 6月29日 | | 左門殿屋敷に参上。龍潭寺井の支配に紛れない事を口上書をもって伝える。九郎兵衛と岡右衛門は納得できないとして、口上書をつきかえす。 |
| 7月6日 | | 松源寺の指示で天沢寺へ行き、事情を説明する。詳細について記した書付と絵図を近いうちに持参するように指示される。同日、麟祥院と金指近藤氏の屋敷を訪問する。 |
| 7月17日 | | 江戸触頭四ヶ寺の寄合にて口上書を見せ、添手紙の作成、由緒の吟味などを行う。 |
| 7月23日 | | 朱印担当奉行の安藤右京のもとへ参り、絵図その他の書付、口上書を提出する。朱印吟味の沙汰なしに公事に申し立てたことを責められる。松源寺へ行きそのことを相談。掃部頭・海禅寺に相談するように言われる。即日、海禅寺へ行き相談する。 |
| 8月3日 | | 寺社奉行本多弾正方に参り、寺社役内山貞右衛門に口上書差出。訴訟に際して掃部頭へ伺いを立てたかどうか訪ねられる(伺いは立てたが、差図はないと答える)。晩に口上書三枚認め提出、裏判をもらう。安藤右京の所へ参り御判頂戴する。 |
| 9月22日 | 訴訟中 | 神主惣兵衛到着、直ちに左門殿屋敷へ参り、家老衆三人と藤左衛門に会い、(今回の出入りは)地頭方や在方のためにもよくない旨が伝えられる。 |
| 9月23日 | | 神主同道の上、弾正方へ参る。25日夕方に来るようと言われる。右京・出羽両方へも参る。同日、兵部屋敷・掃部頭屋敷へ参る。この日、直治より間部越前守家老植田半蔵・奥村次右衛門へ直々に龍潭寺の事頼入。 |
| 10月6日 | | 龍潭寺の勝訴に決まる。 |

以下、彦根・与板・近藤の三者の立場について個々の人物の動向に注意し、出入について改めて整理してみたい。

(2) 彦根井伊家・与板井伊家の対応

ここでは、彦根井伊家と与板井伊家のそれぞれの対応についてみていきたい。先述のように、両井伊家の家臣のなかに出入を起こすように促したグループがあり、彼らが龍潭寺こそが始祖出生の井戸の由緒をもつ寺である"という意識を共通に有していたことはすでにみてきた。今回の出入りが起きた頃(正徳元年)、彦根藩藩主井伊直治と家老長野十郎左衛門の体調が悪く、祖山和尚もなかなか面会できていないため、藩主自身がどのような認識をしていたのかについては家臣の言葉をもって理解するほかないが、すでに見てきたように『宝永年中記録』の発見により、個々の家中の行動はかな

表3 祖山和尚在府中の面会回数 (抜粋)

| 面会回数 | 人 名 (所属) | 立 場 |
|------|------------------|-----------|
| 19 | 大久保新右衛門 (彦根藩) | 井伊掃部頭家用人役 |
| 17 | 小野七郎左衛門 (与板藩) | 井伊兵部少輔家老 |
| 16 | 松下源六郎 (与板藩) | 井伊兵部少輔家用人 |
| 13 | 広瀬清兵衛 (彦根藩) | 大老御用役 |
| 10 | 竹内弥八郎 (彦根藩) | 大老御用役 |
| 10 | 鈴木権兵衛 (彦根藩) | 大老御用役 |
| 9 | 松下源左衛門 (与板藩) | 井伊兵部少輔家老 |
| 7 | 西堀弥次右衛門 (与板藩) | 井伊兵部少輔家用人 |
| 7 | 内山貞右衛門 | 本多弾正少弼用人 |
| 6 | 大拙和尚 (松源寺) | 江戸触頭四ヶ寺住職 |
| 6 | (海禅寺) | 江戸触頭四ヶ寺住職 |
| 6 | 富田市太夫 (彦根藩) | 大老御用役 |
| 6 | 小沢九郎兵衛 (旗本井伊谷近藤) | 近藤左門家老 |
| 6 | 須田岡右衛門 (旗本井伊谷近藤) | 近藤左門家老 |

注)「宝永年中記録」をもとに作成。面会回数の少ない人物は省略した。

り具体的にうかがえるようになった。祖山が江戸で面会した人物とその回数を示したのが表3であるが、家中のなかでもかなり頻繁に面会をしている人物がいることが分かる。以下で、各藩士がどのような行動をとっていたのかについて、具体的に考察しておくことにしたい。

①彦根藩士の対応

○大久保新右衛門の場合

大久保新右衛門は、宝永五年四月七日より享保七年二月四日まで用人役を勤め、知行高は一四〇〇石(のち二〇〇〇石)であった。彦根藩における用人役は、彦根と江戸それぞれに三〜四人程度配置され、家老・中老の次席として評議へも参加し、奥方・諸屋敷奥方を支配した。新右衛門は、龍潭寺と正楽寺の出入りが

避けられなくなった折、「御判物ヲ以可被仰立旨被申候事二候」として、訴訟に関する具体的なアドバイスを行っている。ここでいう「御判物」とは、龍潭寺に伝わる徳川家康判物のことであり、祖山は朱印改(正徳元年五月中)これを「権現様書出」として寺社奉行所へ提出し、担当役人の野村弥太夫から「御書出と申物二而無之候、御判物と申而、権現様御直判二而、御朱印方ハ重キ物ニ候」と教えられている(五月三日)。祖山は正徳元年の江戸在府中にこの判物の重要性をあらためて強く認識したことになる。

大久保は、この朱印改の際にも祖山の対応にあたっており(五月五日)、用役鈴木権兵衛と同じく、井伊谷龍潭寺に関わる一連の問題の担当役人であったとみられる。大久保と鈴木は、井之出入が生じる前から「正楽寺参候而も取合申間敷候、左門殿家老衆何と申而も御判物等之由緒ヲ以挨拶可申候、此上不限何時此方へ御相談被成度候ハバ御志らせ可被成候、用役三人之内、其外人衆相談御挨拶被成可被下旨約束申事」という約束を取り交わしており(六月一日)、一貫して龍潭寺の側を支援していたが、とくに大久保のなか「御判物等之由緒ヲ以」権利を主張することが妥当であるという認識があり、実際そのことが先述したような出入の結果を呼び込んだと考えることができよう。

○広瀬清兵衛の場合

祖山和尚が争論を展開するに際し、最も重要な役割を果たした人物の一人として広瀬清兵衛があげられる⁽³⁰⁾。
広瀬は実際に祖山が出入りを起こす直前に「清兵衛内意被申候ハ兎角ニ其元方訴訟ニ可被仰立候、寺社御奉行所へ手入致候事も、又

手立も可有之事二候、是非と申候而訴訟可仕」と述べており（六月一六日）、かなり積極的な姿勢をとっていたことが分かる（竹内弥八郎についても「同心」であったと記されている）。祖山は、清兵衛に対して「清兵衛ハ呑込能候」などと記しており、実際に協力的であったとみられる。出入が本格化するなか、祖山に対し「貴僧様、此度之御訴訟指つかへ承引申候ニ付何共気毒ニ存候間、少ハたりニも成可申哉と存候ニ付昨日弾正様御内田方半平方此下書之通ニ手紙遣候所ニ今日返事如此申来候、中々能キ挨拶ニ御座候付大慶仕候」という書状を送っている（九月二一日）。ここから明らかのように広瀬は寺社奉行本田弾正の家中である田方半平に手紙を遣い、具体的な内容は不明であるが、何らかの便宜をはかっていたことが分かる⁽³¹⁾。広瀬については、「誠之中興開山之和尚様と被存候」と祖山和尚を称した書状が龍潭寺所蔵の文書群のなかに確認でき⁽³²⁾、祖山との私的なつながりもあつたのであろう。

○長野十郎左衛門の場合

祖山の在江戸中、彦根藩の家老であつたのが、長野十郎左衛門である。彦根藩の家老は正徳元年の頃は5名で、御仕置の評議や意見具申、法度違反者や公事出入りの詮議および仕置きを担当する彦根藩の政策決定のなかで最も重要なポストの一つである⁽³³⁾。長野は、知行高として五〇〇〇石を有し、彦根藩のなかでも屈指の実力者であつたとみられるが、当時は「病床」であつた（五月四日）。

長野は、正徳元年六月に旗本の近藤左門と面会し、懸案となつてゐる「井之出入」について話し合いをしている。すなわち、次のような応答が行われたようである。まず近藤は、「正楽寺由緒之事、

旧冬彦九郎書付ヲ以物語仕候通ニ御座候間、正楽寺ニ普請被仰付候様ニ」、「又正楽寺ニ御逢被下候様ニ」と述べる。これに対し長野は「夫ハ思食相違申候、家之由緒正楽寺ニ有之旨古来方此方ニ覚無之候、龍潭寺元祖以来之由緒先祖出家仕住持相勤申候、只今正楽寺ニ普請申付事難致、又ハ正楽寺ニ逢申事も難致候間、左様ニ御心得可被成」と言つたという（六月一六日）。

このことについて、祖山和尚は彦根藩用人の大久保新右衛門と広瀬清兵衛より伝聞しているが、彦根藩の家老であつた長野が、龍潭寺の元祖以来の由緒を認め、井伊家との由緒をもたない正楽寺とは「逢申事も難致候」と述べている点は重要であろう。長野は他の政務に多忙であり、「井之出入」に積極的に関わつた様子は伺えないが、少なくとも龍潭寺を支持していたことは間違いない。

②与板藩士の対応

与板藩士の対応は、幕府要職についていた彦根藩よりも顕著に積極的である。とくに、小野・松下の二名の行動が注目される。

○小野七郎左衛門の場合

祖山和尚が訴訟を起こす際に必要となつた諸書類（口上書や由緒書など）の作成について具体的なアドバイスを与えたのが与板藩士の小野七郎左衛門である。小野家と次にみる松下家は与板藩の家老を世襲し、藩政全体を統括するポストにあつた。両家はともに井伊毛との縁故が深く、先祖は徳川家康に仕えたこともあるため、年頭に江戸城へ上り例年献上品を差出ことができたという⁽³⁴⁾。

「右者（一）拙寺江被下置候御判物由緒之覚」兵部様二而、小野

七郎左衛門殿認被下候書付」(五月一四日)、「左(Ⅱ)「遠州井伊谷龍潭寺井之由来」、小野七郎左衛門相談二而相認申遣候書付」(八月一五日)などの祖山の記録から分かるように、龍潭寺の由緒書の作成には小野の知識が利用されており、かなり井伊谷の旧史、とくに龍潭寺所蔵の古文書(朱印状・判物など)に詳しい人物であったことが分かる。また、小野は、祖山との間で次のような話が密かに行われていた。「七郎左衛門殿ひそかに申候ハ、十年已前に靈夢見申候物ハとり申候、是ハ単紙二つくしかたく候、扱又龍潭寺境内に清浄之所も候ハバ八幡宮ヲ勸進申度旨帰事申候ハバつくり可申遣旨ひそかに被申候事、此義ハ他言申間敷旨被申候」(八月一五日)。

このように小野の井伊谷についての思い入れは強く、祖山との私的なつながりも深かった。龍潭寺所蔵文書のなかに「小野氏系図」⁽³⁵⁾が確認できる理由もこうした事情と関係しているであろう。

○松下源六郎の場合

用人の松下源六郎も、与板藩のなかでは家老格の小野七郎左衛門と松下源左衛門に続く有力者であった。源六郎は、与板藩井伊家の家中から近藤彦九郎家へと養子に入った徳美喜兵衛という人物から、近藤用連と家老衆が「是ハ何ヲ申候而龍潭寺構申間敷旨之證文出置申候へ者、先年埒明申候間、龍潭寺何程掃部頭様御威光ヲかり申候而申候而も別条無之と物語申候」と家中に対して述べていたことを聞き出し祖山和尚に伝えており、私的なつながりもかなり深かったことは明らかである(六月一〇日)。

松下源六郎も小野と同様に井伊谷についての関心が強かったようで、祖山和尚を屋敷に招いて御馳走した際には、地元井伊谷村の有

力者である中井多吉⁽³⁶⁾の事などについて委細に尋ねている(五月二六日)。

こうした彦根・与板藩士の活動は、他ならぬ祖山和尚自身によつて執筆された記録であり、当然史料批判の視点が要求される。しかし、先述したように現在も龍潭寺に彼らとのつながりを示す書状が多くのごされていることから分かる通り、祖山和尚が正楽寺の実賢和尚よりも井伊家に対してより深いパイプを有していたことは確実であろう。

また重要なのは、彦根・与板藩の個々の藩士のなかで出入りにとりわけ協力的であったグループがいたことである。経済的な側面からすれば、「由緒の井戸」自体にそれほどメリットがあったとは思われないが⁽³⁷⁾、それを管理することの政治的・宗教的な意味はかなり大きかったと考えられる。アンソニー・ギデンズは、伝統的権威というかたちで権能をもつ人びとは、「定式的真理のもつ原因力に特別に接近利用できることで、権能を有したり、権威となつてきた」と論じているが⁽³⁸⁾、まさにこの「由緒の井戸」の「守護者」となることが、当地の宗教者としての尊厳に関わる問題となっていた。そして、その背後には上述のような井伊家(政治権力)の反応があったとみられる。

いずれにせよ、この出入を通じて、井伊家の先祖故郷である井伊谷についての認識が、井伊家の家中の間で相当深まったことはたしかである。以下、領主である旗本井伊谷近藤氏の対応について具体的にみていきたい。

(3) 領主旗本近藤氏の対応

旗本近藤氏側の対応は、先に見た井伊両家とは正反対なものであった。先述したように、かつて近藤氏は正楽寺の支配が正当だという判断を示しており、今回の出入りに際しても正楽寺の主張を支持したのはむしろ当然のことであった。

具体的な動きとしては、井伊谷近藤氏の三家老である三谷近右衛門・須田岡右衛門・小沢九郎兵衛は、六月九日に近藤家の屋敷に訪れた祖山和尚に対して次のように言っている。すなわち、「岡右衛門申候ハ、其レハ先年出入有之候而彦九郎・語石取扱之上、御先住方向後構無之旨、此方江書状被遣候上ハ幸相済申候事、其元ハ御構不被成候筈、正楽寺支配ニ相究申候故、定而別当と申参候と存候間、其元御構さへ無之上ハ、別ニ掃部頭様方普請ニ障り申候事ハ無之と存候、当分左門ニ申聞せ候而も親致べき候事、其元思食之通ニハ挨拶難致候間、左様ニ相心得可申候」(六月九日)。

ここでの発言からも分かるように、近藤三家老は終始一貫して正楽寺支配の正当性を主張している。在地においては、正楽寺側につく人物も多かったようで、たとえば岩間寺より「何時発足申候哉日限しらせ申候」との連絡を受けた祖山は「是ハ正楽寺方岩間寺ヲ頼入と相見申」と解釈している(六月七日)。

しかし、先述したように、この後、近藤氏は彦根井伊家と面会もままならない正楽寺の實賢和尚を何とか井伊家と引き合わせようと躍起になっており、彦根井伊家の家老長野十郎左衛門と旗本近藤左門は実際に面会して事情を説明している(先述)。

なお、近藤氏の三家老のなかで、特徴的な動きをしているのが小沢九郎兵衛である。祖山が近藤左門の屋敷へ来訪した折、小沢は一

言も発さなかつたというが、祖山は「是ハ先年方之御たくミ之事、兼而小沢九郎兵衛こしらへ申候事」と小沢こそが今回の出入りの黒幕であると理解していたように思われる(六月一七日)。

なお、先に述べた通り、近藤氏には他に四つの分家が存在しているが、近藤登之助家の動きについてここで確認しておきたい。祖山自身が「左門殿とハ相違申候」と述べているように、家中長瀬与兵衛・平田長右衛門の話では、貞享年間の出入りの際に近藤語石は「正楽寺荷擔」したのではなく、出入りに発展するのを回避したのだと理解していたという(六月一七日)。しかし、近藤左門の家老衆は、登之助の家中たちにも事情(先住書状の有無、「正楽寺七百年已来之古跡ニ候、龍潭寺ハ百四五十年来之事ニ御座候旨」など)を説明し、協力を呼びかけていた(六月二三日)。

出入りがいよいよ避けられなくなると、小沢は近藤登之助の家中長瀬与兵衛や天間三右衛門を通じて、龍潭寺に訴訟をやめさせるように、意見してもらおうように頼み込んでいる。このとき、天間と小沢の間で次のような応答が交わされている。「天間三右衛門申候ハ、兎角ニ乍憚近藤家井伊家江出入申候ハ、先祖之武功ニ而全以心易ク出入申候間、此儀ニ付已後左門様・掃部頭様へ御出入ニ付御隔心無之様ニ被成可然と乍憚存寄申と被申候事、九郎兵衛申候ハ、其段ハ合点仕候、左門申候ハ掃部頭様御内ニ候、往古方正楽寺支配ニ紛レ無之候、只今龍潭寺申候様ニ致候而ハ御先祖之御為も不宜候故、却而掃部頭様御為ニ候と被申候、三右衛門もさわらす挨拶申候」。これを受けて長瀬与兵衛は祖山和尚に対して、「右之わけニ候間、此儀相談合手ハ与兵衛と左門様井家老衆さげすみに逢申事氣之どくニ候間、向後ハ在江戸中屋敷江ハ勿論拙者とハ対面書通等も御

無用ニ」と述べており、祖山もこれに納得している（七月六日）⁽³⁹⁾。
五近藤家は、少なくとも七月中にはそれぞれ正楽寺支配を正当とするよう意見を一致させていたようにみられる。おそらく、こうした背景には、小沢を中心とした近藤左門の家老衆の政治的活動があったのであろう。

なお、近藤左門は自らも度々井伊掃部頭屋敷へ訪れ、広瀬清兵衛や鈴木権兵衛などに「龍潭寺公義江罷出候事不得其意、断も不申候而公義江罷出申候段不届此方於ふみつけニ致候段色々と被申」ているが（八月二五日）、先に見たように彦根藩士たちは龍潭寺の支配を正当としており、こうした発言に取り合っていない。領主近藤氏と龍潭寺の対立がこのときかなり深刻なものであったことがここからもうかがえよう⁽⁴⁰⁾。

最後に、江戸触頭四ヶ寺を中心とする妙心寺派の寺院ネットワークの存在について指摘しておきたい。祖山が訴訟を起こす際には、江戸触頭四ヶ寺の承認が必要であったようで、訴訟に必要とされる書類についても逐一御覽に入れていた。また同じ妙心寺派の清見寺や龍興寺とのつながりも窺え、たとえば龍興寺は祖山の書いた由緒書の本田弾正の役人のところへ遣わし「兼而弾正殿耳ニ立置キ可申候」ように依頼している（八月一七日）。

この点に関して、正楽寺側の（真言宗系寺院のつながりを示す）史料が確認できないため強調はできないが、こうした妙心寺派寺院間のネットワークも祖山の行動を支えた重要なファクターであったことは間違いないであろう。

3 出入りの影響

結局、井戸普請は龍潭寺が担当し、正徳二年八月十五日に完成し、あらためて石碑が建立された。「井之出入」は、正徳元年八月から一〇月にかけての三か月間にわたったが、その間、在府中であつた祖山和尚は、数回井伊直該に呼び出され、次のような要請を受けたという。

〔史料5〕

一、正徳元年卯之八月九月十月三ヶ月之中、井出入取組在江戸仕候、直該公御居間数度被召候而出入之事御尋被遊候上にて段々御先祖之事、又御位牌御法名逐一御尋被遊候故、段々と申上候直盛公之御影ハ先住徹叟造立仕候段申上候得者、直該公被仰候ハ、夫ハ先住ハ奇特之心底ニ而直盛公之御影ハ如何様致候哉と御尋ニ候、拙僧申上候ハ先住京都六波羅ニ直政公之御影御座候を存候故、佛師江申付直政公之御影と同前致申候旨申上候得者、即チ仰候ハ先住ハ能直政公之御影を存候と御意有之、即被仰候ハ、元祖共保公之御影直政公之御影ハ造立可被成旨元祖共保公方直澄公迄御代々之御位牌不残式拾本、又御廟所・仮屋・御位牌堂共ニ御手金百三拾兩御渡不残御造立に御座候、御参詣之後ニ相考申候得者其節よりも井伊谷御参詣之思召有之故、右之通ニ被仰付候と相見申候なり（中略）右共保公御影、直政公御影並共保公方二十代之位牌不残御造立、⁽⁴¹⁾

先にみたように『宝永年中記録』のなかには、井伊直該と祖山が

直接面会し、上述のような約束を交わした記録はみられないが、『宝永年中記録』に記載のない十月頃に面会があった可能性もある)、少なくとも井伊家の家中には(井伊家とその家臣の)先祖崇拜の意識は強く、こうした要請は存在したとみるのが妥当であろう。実際、祖山は、正徳五年三月に家老の長野十郎左衛門と筆頭家老の木俣清左衛門に対し、「井之事も拙僧十二年之間苦勞二仕失却分二過申候へ共、兎や角と仕、落着仕候」と述べたうえ、「御両体(共保・直政)御影御位牌ハ不殘直興様被仰付候故立置申候」という覚書を提出している⁽⁴²⁾。

以上みてきたように正徳年間の出入りを通じ、井伊家と龍潭寺の結びつきはますます強まったといえよう。具体的には、井伊家先祖の位牌や木像などの表象物がつくられたことも重要であるが、彦根藩主による井伊谷参詣が在地社会に与えた影響はきわめて大きかったと思われる。すなわち、正徳二年の井伊直親公百五十年遠忌法事には、御代参として今村忠右衛門が来訪しており、正徳四年九月十五日には井伊直治が参詣し、止宿している。このとき、共保公へ銀子五枚、直親公へ五枚、すべて合計で銀子一七二枚が龍潭寺に下し置かれたという。また、井伊谷村の二宮神社神主中井氏は、このときの参詣について次のように記録している。

〔史料6〕

一、井伊右門督直治公、遠江見附昼休、夫方市野通り並木筋氣賀落合方井小野村觀音堂おみて支度、夫方井ノ元江参詣、龍潭寺江休息、同日八幡宮江社参、案内龍潭寺祖山代、八幡宮江御刀

馬代金壹枚神納、奥様方白銀式枚神納、翌十六日朝龍潭寺八幡宮江奥様御同道二而御参詣、夫方同日御出立之節中門外おみて御目見、井伊谷中井与惣左衛門、神宮寺山本六兵衛、横尾大石徳右衛門、祝田萩原新之丞、氣賀岩井庄右衛門、井伊谷村役直右衛門、神宮寺村役久左衛門、銘々上下着用為御目録金百疋宛被下之、祝田村大藤寺住きうわん同弟子恵信茂一同二御目見仕候事、但シ中井近直代⁽⁴³⁾

ここで、神主や村役が藩主井伊直治に御目見し、金百匹宛をもらい受けているが、正楽寺の名がみられないことについては確認しておく必要がある。

彦根藩主による井伊谷参詣は、この後歴代にわたって継続的に行われるようになり、とくに大老井伊直弼のときにはかなり大規模な参詣が行われている⁽⁴⁴⁾。また、正徳二年以降、井伊直該に対して、正月祭礼で祈禱された「由緒の井戸」の水(井水)の献上が行われるようになり、その風習はやがて井伊家の家中のなかにも広がっていく⁽⁴⁵⁾。こうした井伊家による井伊谷参詣の問題や、「井水」の儀礼の広がりについても詳細に分析する必要があるが、すでに字数は尽きたため、これについては別稿を用意させていただきたい。

おわりに

本稿では、龍潭寺所蔵の『宝永年中記録』をもとに、主に次の四点を明らかにした。

i) 正徳元年に行われた出入りにおいて、彦根・与板両藩士のなかに入出入りを積極的に行うよう龍潭寺に呼びかけたグループがいた

ことが明らかとなった。彼らは表には出ないが、訴訟の手段や人脈など、様々な方法で祖山を援助しており、それが判決に与えた影響の大きさも否定できない。

ii) 出入りの背景には、彦根・与板藩士の先祖崇拜意識の形成が垣間見られる。一方、貞享年間に正楽寺支配の正当性を裁許した近藤氏も一歩も引くことはできず、出入は井伊氏—龍潭寺vs.正楽寺—近藤氏の構図をもった。

iii) 彦根・与板藩士や他寺僧侶との江戸での話し合いを通じ、祖山和尚は龍潭寺の由緒をより自覚的に捉えるようになった(ただし、これは出入りだけではなく、それに先立ち行われた朱印改めの影響も大きい)。

iv) 出入りの後、彦根藩主井伊家と井伊谷龍潭寺との関係は、より密接なものになっていったと思われる。具体的には、位牌の整備や記念碑の建立などが行われ、以後、歴代藩主による井伊谷参詣も常態的に行われるようになっていった。

繰り返すが本稿では、「由緒の井戸」をめぐる出入を対象とし、とくに「場」をめぐる様々な意識が複雑に絡み合い、「聖地」が創られていく過程について、政治的な視点から注目してきた。こうした点で、「井之出入」とは、政治レヴェルと在地社会レヴェルの双方の要素をもった争論であり、その結果は在地社会のこれまでの秩序を再編成させるものであったといえよう。そしてそれは「由緒の井戸」を神聖化することにつながっていった。

ここで注目しなければならないのは、少なくとも正徳元年までは、井伊家が井伊谷の宗教秩序についてほとんど関心がなかったことで

ある。近藤氏の支配が、若林氏のいうように「大名と何ら遜色のない主体性と創造性」を有した理由はこうした点にもあろう。しかし、「井之出入」は、近藤氏の地方支配が井伊家の権威との緊張関係にあることを暴露するものであった。この点は、近世の地域社会における宗教的権威を考えるうえで、常に政治権力の動向に注視しなくてはならないという、一見当たり前のようで見落としがちな論点を教えてくれる⁽⁴⁶⁾。日常のなかでは、「共存」関係にある寺院が、由緒をめぐる争いは激しく競争していく背景には、こうしたこともあつたであろう。

とはいえ、本稿は「井之出入」の展開を追っただけであり、その前後の分析を後考に譲っている点で説得力を欠く。ここでは、この争論が引佐地方の「宗教的社会関係」を考えるうえで欠かせない事例であるという一点を指摘したうえで、ひとまず筆を擱くことにしたい。

註

(1) 井伊共保(一〇一〇〜一〇九三)は、遠江守藤原共資の養子で、井伊谷に居城を構えて「井伊氏」を称した。

(2) とくに吉川弘文館編『近世の宗教と社会』(1)〜(3)。(二〇〇八年)、塚田孝「近世・寺院社会の地域史」『歴史評論』六二三号、二〇〇二年)など。

(3) 澤博勝『近世の宗教組織と地域社会』(吉川弘文館、一九九九年)。とくに引佐地方の事例を扱った論考としては、同「近世後期の地域・仏教・神道」『史学雑誌』一〇五一六、一九九六年、のちに前掲書所収)がある。

(4) 菅野洋介『日本近世の宗教と社会』(思文閣出版、二〇一一年)。
(5) 龍潭寺文書の史料番号は、筆者らによる調査に基づき作成した「井伊谷龍潭寺古文書目録」による。

(6) 佐藤孝之氏は、龍潭寺の村社会における駆込寺の機能に注目されている(「近世の村と「入寺」「欠入」」『地方史静岡』二三号、一九九五年)、『駆込寺と村社会』(吉川弘文館、二〇〇六年)、「山林」からさぐるアジールの変容」(広瀬良弘編『禅と地域社会』吉川弘文館、二〇一〇年)など。

(7) 徳川家康判物写(龍潭寺文書二五四・二九五号)。この判物には「藤原三位中将家康」とあり、祖山がこの文書を寺社奉行所に提出した際に問題となった。

(8) 遠州井伊谷龍潭寺御縄打水帳(龍潭寺文書一・二・七号)。

(9) 旗本近藤氏の支配体制については、若林淳之『旗本領の研究』(吉川弘文館、一九八七年)が詳しい。若林氏は旗本近藤氏による地方支配を「大名と何ら遜色のない主体性と創造性」をもつと理解している。

(10) 語石は、元禄九年二月二日、九一歳で死去する。なお、「井之出入」の時期、金指近藤家の当主は近藤昔用である。昔用は、定火消・百人組頭などを勤めた後、寛保元年九月四日に死去(享年五一)した(『寛政重修諸家譜』)。

(11) 旗本近藤用連(左門・彦九郎)は、正徳元年二月二一日、一四歳にして井伊谷近藤氏を継いだ。定火消などを勤めるが、享保元年閏二月二二日死去。享年三五である。なお、貞享期の彦九郎は、用連の養父・近藤用慶のことである。用慶は貞享元年七月一九日に家督を継ぎ、定火消・百人組頭・御旗奉行など

を勤めた(『寛政重修諸家譜』)。

(12) 元禄・享保期にかけて、地方代官の中井氏がとりまとめた年貢を家老の小沢九郎兵衛へ宛てて提出しており、小沢が地方支配の要となっていた様子がうかがえる(中井俊家文書12・15・16号など、引佐図書館蔵)。

(13) 宝林山房一七四一—MK(浜松市中央図書館蔵)。

(14) この争論については、澤前掲論文および拙稿「遠州報国隊員山本金木の蔵書と歴史意識」(『書物・出版と社会変容』10号、二〇一一年)などを参照のこと。

(15) 龍潭寺文書三二四号。

(16) 「山下甚左衛門記録」(山本健一家文書二二四号)、引佐図書館所蔵。

(17) 正楽寺文書(正泉寺所蔵文書)一号。史料番号は、静岡県立中央図書館歴史文化情報センターのものによる。

(18) 「宝永年中記録」(龍潭寺文書九四一号)の記事を参照。「宝永年中記録」は、祖山和尚が江戸在府中(正徳元年五月一日〜九月二五日まで)の日記である。

(19) 正楽寺文書(正泉寺所蔵文書)四号。

(20) 正楽寺文書(正泉寺所蔵文書)五号。

(21) 「宝永年中記録」(八月三日条)。

(22) 「宝永年中記録」(八月八日条)。寺社奉行所に提出した由緒書による。

(23) 龍潭寺文書一八八一号。

(24) 「宝永年中記録」(六月二日条)より。祖山はこの文書をこのとき書写している。

(25) 龍潭寺文書一八七九号。

(26) 龍潭寺文書一八八一号。

(27) 藩主井伊直治より龍潭寺に対して井戸普請を依頼した上で祖山が出入りを起こすこと、そしてその後彦根藩は一切出入りに関与しないことが内約されていたが(六月一日)、これは事態が深刻化したことでとりやめとなっている。

(28) 大久保新右衛門も「正楽寺事八家ニ由緒なき事ニ候間、何程之事申候而も御取上被成間敷」と述べている(六月五日)。

(29) 「宝永年中記録」(六月二十九日)。小沢と須田はこうした祖山の願いに対し、「正楽寺とあいたんニ而御普請被成候何之障り可有之哉、此段合点不参候」と述べている。

(30) 広瀬清兵衛は宝永五年に高三〇〇石に増加され、正徳元年三月より御城御用役となった(彦根城博物館編『侍中由緒帳 3』彦根市教育委員会、一九九六年)。

(31) このときの広瀬から田方への書状は、龍潭寺文書(九六六号)のなかにも確認できる。

(32) 龍潭寺文書九八八号。

(33) 藤井譲治編『彦根城博物館叢書 4 彦根藩の藩政機構』(彦根城博物館、二〇〇三年)。

(34) 『与板町史 通史編』(上巻、一九九九年)。

(35) 龍潭寺文書六二六・六二七号。

(36) 中井多吉については、二宮神社神主家の文書群である中井俊家文書のなかに名前が確認できる。

(37) 「由緒の井戸」に関わる普請費用が具体的にどのくらいか、どれだけ龍潭寺や正楽寺が負担するのかなどについては、残念

ながら史料がなく今のところ不明といわざるをえないが、後述するように井伊家の当主や家中の参詣・代参の際には多くの初穂料が出されており、結果からすれば経済的なメリットも大きい。

(38) ギデنز他編/松尾精文他訳『再帰的近代化』(而立書房、一九九七年)、一五七頁。

(39) しかし、実際に訴訟を起こす際、近藤左門が祖山に対して「若公儀江罷出候ハバ先年語石彦九郎埒明申候間、登之助殿江可申」と指摘されたため、仕方なく近藤登之助の家中の小野平次右衛門という人物のところへ行き、書状で経緯を説明している(七月一九日)。

(40) ただし、この出入り以外の日常生活では、近藤氏と龍潭寺は親密な関係をもっている。たとえば、出入りが発生する前の朱印改の際にも、祖山は左門・登之助・采女それぞれを訪ねており(五月一七日)、采女屋敷にて振舞も受けている(五月二五日)。

(41) 「井伊家伝記 上・下」(龍潭寺文書四三・四四号)。

(42) 龍潭寺文書二八六号。

(43) 「諸書附留」(中井俊家文書二二三号)、文化二年より。

(44) 龍潭寺文書一六六・一六七・一六八号。

(45) 祖山和尚は晩年の享保一五年、井伊家の歴史を叙述した『井伊家伝記』を執筆する。この背景には明らかに「井之出入」の影響があったとみられる。

(46) 「伝統は、権力関係を取り込み、権力関係を自然なものとして説明していく傾向がある」(ギデنز前掲書、一九五頁)。

〔付記〕

本稿の作成にあたって史料所蔵者の武藤全裕氏（龍潭寺閑栖）、大橋優喜氏（正泉寺住職）をはじめ、龍潭寺古文書調査に何度もご参加いただいた金澤真嗣・夏目あずみ・北村淳也・伴野文亮・鈴木淳世・荒木美緒知・松原日出人（敬称略）には、大変ご迷惑をおかけしました。心より御礼申し上げます。

なお、本稿は平成23・24年度科研費補助金（特別研究員奨励費）による成果の一部である。